

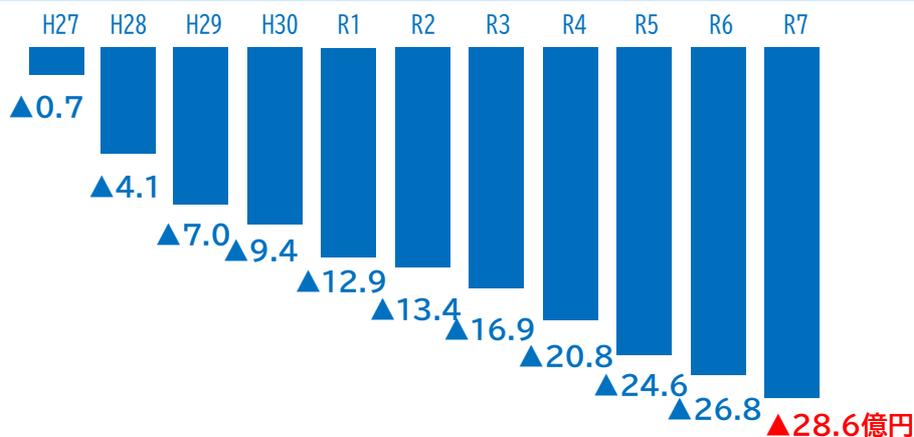
ふるさと納税が増えると 豊島区の税収は 減っていく・・・！



ふるさと納税
って？

生まれ育った故郷や応援したい地域を選び寄附する制度
 ⇒寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税や住民税から控除
 ⇒自治体間における返礼品競争が激化、市場規模も年々拡大
 ⇒豊島区民の皆さんが、ふるさと納税を利用することによって、
 本来、豊島区民に使われるべき税金が、令和7年度では約29億円流出！

ふるさと納税による豊島区への影響額



累計流出額

▲165億円

165億円で何が出来る？

学校改築
2校分



道路・公園の
維持管理
7年分



ごみ収集・
運搬・処理
3年分



豊島区には減収補填なし！

ふるさと納税では、ほとんどの自治体が国から減収補填されているが…
 豊島区には国による減収補填がないため、
 純粋に累計165億円の減収となっている。



区民サービスの低下につながる恐れのある
ふるさと納税での寄附は、よく考えてから！

ふるさと納税制度の『落とし穴』



暮らしを支える財源が流出している

23区に住んでいる皆さんの暮らしや生活を支えるために使われるはずだった財源(住民税)が、ふるさと納税制度によって、他の自治体に流出してしまっています。

恩恵を受けているのはごく一部の自治体のみ

全国1,741自治体のうち、寄附受入額が上位10%の自治体で、全国寄附受入総額の60%を占めており、特産品の有無などにより、自治体間で受ける恩恵に大きな格差が生じています。

全国寄附
受入総額

その他の自治体 40%
上位10%の自治体 60%

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

自治体が使えるのは寄附金の50%程度に過ぎない

寄附金の約50%は、返礼品や広告費(サイト利用料)等の寄附を集めるための経費として使われてしまっており、寄附金の全額を住民サービスの向上に活用することはできません。

寄附金の
使われ方

自治体の財源 50%
返礼品 30%
その他経費(広告費等) 20%

このままでは住民サービスが危ない！



ふるさと納税制度は、表向きは個人にとって魅力的な制度かもしれませんが、その裏側では、「地域を応援する」という本来の趣旨が失われ、返礼品ありきの制度になっています。その結果、皆さんが暮らす自治体が本来得られるはずだった財源が減少するため、日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。

いま一度、ふるさと納税について考えてみませんか？



23区の取組

特別区長会要望活動



制度の廃止を含めた抜本的な見直しについて、毎年総務省宛てに要望書を提出しています。また今後、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、更に取り組んでいきます。

特別区の主張



ふるさと納税制度を含めた「不合理な税制改正に対する特別区の主張」を毎年作成しています。

○お問い合わせ先 豊島区政策経営部財政課 03-4566-2521

○豊島区ホームページ

「ふるさと納税が増えると豊島区の税収は減っていく・・・！」 →

